

こころの病の早期発見・早期治療への効果的な普及啓発活動の検討会議開催要綱の 廃止について

1. 廃止理由

近年急増するうつ病などの精神疾患の予防対策として、各所属において、市民や職員等に対する効果的な普及啓発活動を協議・推進することを目的に、こころの病の早期発見・早期治療への効果的な普及啓発活動の検討会議(以下、「検討会議」という。)を平成 21 年 3 月 1 日から設置し、定期的にかつ必要に応じて開催している。

検討会議が設置されて以降、本市における普及啓発活動の取組状況については以下のとおりである。

(1) 市民向け普及啓発

- ・こころの健康センターにおいて、広く市民を対象とした、こころの健康に関する専門的な相談及び、各種講座や支援者向け研修などを通じて、こころの健康に関する情報提供や普及啓発を行っている。
- ・検討会議で取り扱ってきた各所属の自殺防止対策の取組などの情報については、「自殺対策基本指針」の進捗管理と絡めて、こころの健康センターにおいて各局事業の取りまとめと情報共有を行っている。
- ・本市の施策全般が「生きることの包括的な支援」として自殺対策に繋がっていることを職員が改めて認識することができるよう、全職員(水道局除く)を対象に e ラーニングを実施している。

(2) 職員向け普及啓発

- ・平成 23 年 3 月に「大阪市職員心の健康づくり計画」を策定し、同年からストレス調査を開始するとともに、メンタルヘルス不調の発症予防に取組み、平成 28 年 3 月には「大阪市職員心の健康づくり計画(第 2 次)」を策定し、教育研修の充実やパワーハラスメント対策等のメンタルヘルス対策を推進してきた。
- ・令和3年3月には本市の「職員安全衛生管理規則」、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、「第1次計画」及び「第2次計画」による対策の結果及び課題を踏まえ、「大阪市職員心の健康づくり計画(第3次)」を策定した。当計画に基づき、職場環境等の把握と改善、教育研修、早期発見と適切な対応、職場復帰支援等、職員一人ひとりの健康保持・増進と快適な職場環境づくりに向けた取組みを引き続き推進している。

上記(1)及び(2)により、市民向けの普及啓発については、こころの健康センターが中心となって、「自殺対策基本指針」に則り、各局との連携を図りながら実施しており、職員向けの普及啓発については、厚生労働省の指針や本市規則等に基づく取組みである「大阪市職員心の健

康づくり計画(第3次)」に基づき、推進している。

以上のことから、検討会議についてはその目的と役割を果たしており、今後も引き続き「自殺対策基本指針」及び「大阪市職員心の健康づくり計画(第3次)」に基づき、こころの健康に関する普及啓発を推進することから、本要綱について廃止する。

2. 適用日

令和7年1月 29 日

こころの病の早期発見・早期治療への効果的な普及啓発活動の検討会議開催要綱

(目的)

第1条 近年急増するうつ病などの精神疾患の予防対策として、各所属において、市民や職員等に対する効果的な普及啓発活動を協議・推進するため、こころの病の早期発見・早期治療への効果的な普及啓発活動の検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 地域における相談体制の充実
- (2) 適切な時期に精神科医療を受けやすくする仕組みづくり
- (3) 身近な自然とのふれあいの場として、心身の健康を育む機能を有する公園などの活用策
- (4) 学校における命の大切さ、こころの健康づくりの推進体制について
- (5) こころの病の未然防止のため、多重債務問題など多様な相談窓口との効果的な連携策
- (6) こころの病に対して家族等の身近な人が行う見守り・気づきへの支援
- (7) こころの病が起因する本市の自殺対策への総合的な取組
- (8) 本市職員自らがこころの病への正しい理解と、自らが率先して市民啓発に取組めるよう各所属におけるメンタルヘルス対策の効果的な実施について
- (9) こころの健康学習に関する啓発媒体の有効活用策について
- (10) その他

(構成員)

第3条 会議は、別表に掲げる本市職員で構成する。

- 2 会議の進行は、健康局健康推進部こころの健康センター（以下「こころの健康センター」という。）所長が行う。

(会議の開催)

第4条 こころの健康センター所長は、第5条に定める日に会議を開催する。

- 2 こころの健康センター所長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求めることができる。

(開催日)

第5条 会議の開催日は原則的に1月、及び必要に応じて随時開催する。

(報告)

第6条 会議では各所属において、市民あるいは職員等を対象にメンタルヘルス対策事業に取り組んだ内容について、事業報告として報告聴取することとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、こころの健康センターが行う。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、こころの健康センター所長が定める。

- 附 則 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月12日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
この要綱は、令和2年2月1日から施行する。
この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年1月29日に廃止する。

こころの病の早期発見・早期治療への効果的な普及啓発活動の検討会議 構成員

市政改革室行政改革担当課長
総務局人事部厚生担当課長兼共済担当課長
政策企画室企画部政策調整担当課長
経済戦略局企画総務部総務課長
市民局総務部総務担当課長
財政局財務部総務担当課長
計画調整局企画振興部総務担当課長
福祉局総務部人事・勤務条件担当課長
健康局健康推進部健康施策課長
こども青少年局企画部総務課長
環境局総務部総務課長
都市整備局総務部総務課長
建設局総務部職員課長
大阪港湾局総務部人事・港湾再編担当課長
消防局企画部人事課長
水道局総務部研修・厚生担当課長
教育委員会事務局指導部首席指導主事
浪速区役所保健福祉課保健担当課長代理